

平成12年7月14日

特別区長会総会

平成12年7月18日

特別区議會議長会総会

財団法人特別区協議会  
特別区人事・厚生事務組合

## 二団体の見直しに関する報告書

### 目 次

#### 第1部 基本的考え方

はじめに.....	P.1
1 二団体見直しの趣旨.....	2
2 見直しの基本的視点.....	3
3 区長会事務局.....	4
(1) 設置の趣旨 (2) 組織機能 (3) 運営管理	
4 財団法人特別区協議会.....	6
(1) 目的、組織及び機能の概要 (2) 今後のあり方 (3) 事務事業の見直し	
5 特別区人事・厚生事務組合.....	8
(1) 目的、組織及び機能の概要 (2) 見直しの考え方 (3) 組織人員の見直し	
(4) 事務事業の見直し	
6 社会福祉法人特別区人事・厚生事務組合社会福祉事業団.....	10
(1) 目的、組織及び機能の概要 (2) 事業団の課題 (3) 見直しの考え方	

#### 第2部 事務事業見直しの個別指針

1 財団法人特別区協議会関係.....	12
2 特別区人事・厚生事務組合関係.....	14

特別区助役会



## はじめに

都区制度改革の実現、地方分権一括法の施行、介護保険制度の実施などの特別区をとりまく大きな環境変化を踏まえ、平成11年12月16日の区長会総会において、助役会に対し、財団法人特別区協議会と特別区人事・厚生事務組合の今後の事務事業のあり方を早急に検討するようにとの下命があった。下命にあたっては、従来の観念にとらわれることなく、特別区及び両団体の将来を見据え、幅広い観点から見直しを行うこととされた（別添1）。

これを受けた平成12年1月6日の助役会において、助役会役員で構成する「二団体の事務事業見直し検討会」を設置して検討することを決定した。その後、これまでの間に15回の検討会を開催して検討を加えた結果、今回成案を得たので、ここに報告書としてとりまとめた。

なお、二団体の事務事業見直し検討会のメンバーは、別添2のとおりである。

## 第1部 基本的考え方

### 1 二団体見直しの趣旨

このたびの都区制度改革によって23区は、名実共に基礎的な地方公共団体としての地位を確立した。加えて、いわゆる地方分権一括法が施行され、また東京都からの分権が進行するなど、特別区の事務権限はさらに拡充する方向にある。特別区には、自主的かつ自律的な事務事業運営及び政策展開並びに行政責任の明確化が、基本姿勢として求められている。

従来の都区関係において、財団法人特別区協議会及び特別区人事・厚生事務組合の二団体は、共同処理の機関として、また、都区間及び区相互間の調整の場として、全区の統一性ないし共通性を確保する上で大きな役割を果してきた。

しかし、区長会と財団法人特別区協議会による現在の区相互間の協調及び調整のしくみについては、都区関係が全く新しい段階に入ったのを受け、区長会のイニシアチブ及び各特別区の主体性の発揮及び財政負担の抑制に重点を置いて、新たな方式を構築する必要がある。

また、特別区人事・厚生事務組合による現在の共同処理事務は、旧来の枠組みの中で定められたものであるから、大都市行政の一体性確保の要請に配慮しつつも、各区の自主的かつ自律的な行政運営の観点から、その必要性を改めて吟味しなければならない。

二団体は、特別区相互間の共同・協調・調整のために、各特別区が主体的かつ自律的に運営できる場でなければならない。その観点から、二団体の組織機構、管理運営及び事務事業に関して、包括的かつ抜本的な見直しを行うべきである。

## 2 見直しの基本的視点

分権化の進展とともに、各区が自主性・地域性を高め、独自の選択と決定の範囲を拡充してゆくことを踏まえ、共同設置機関が役割を果たすべき事項を明確に特定する必要がある。その観点から、都区間及び特別区相互間の新しい枠組みの下で二団体が果たす機能について再検討するとともに、各区の意思を調整・集約するためのまったく新しいしくみを、各区の主体性を確保する形で構築することとする。

なお、見直しにあたっては、人員体制及び財政規模の圧縮など、徹底した合理化・効率化を図る。

### (1) 特別区長会事務局の設置

現在、区長会の事務局としての機能は財団法人特別区協議会に委嘱されている。それに伴い、区長会と協議会との関係が判りにくいとの批判がある。すなわち、協議会は、理事長の指揮下にあって、区長会との関係は直接的ではない。今後、特別区が区長会を中心として自律的な相互調整を行っていくためには、こうした状態を早急に改善し、区長会の事務局を明確に区長会の指揮下に位置づける必要がある。したがって、区長会事務局は、二団体と明確に区別された形で設置することとする。あわせて、特別区に共通する課題に関する自律的調整を行うために、区長会を頂点とする会議体（部長会、課長会等をいう。以下同じ。）の関係を明確にして、各区の意思を集約するしくみをつくる。

### (2) 財団法人特別区協議会の見直し

専管の区長会事務局の設置に伴い、協議会の機能については、改めて公益法人の事業活動としての観点から見直し、あわせて財団法人の将来のあり方を総合的に検討する。なお、現在区長会から委嘱されている事務機能のうち、区長会事務局に移行する調査・研究・調整に係るもの以外の人事、経理その他の庶務的な事務は、引き続き協議会において処理する。

### (3) 特別区人事・厚生事務組合の見直し

効率性の実現等を目的として存続するものについては、一部事務組合であることの位置づけを明確にし、事業の簡素化を図る。また、人事事務については、各区の主体性を拡充するために、統一性、共通性の確保を目的として作られた現行共通基準は、弾力化する方向で見直しを行う。

### (4) 社会福祉法人特別区人事・厚生事務組合社会福祉事業団の見直し

厚生施設に対する需要の変化に対応するため、施設機能の全般的な見直しを行う。また、特別区人事・厚生事務組合が実施している厚生事務との関係を整理し、それを踏まえて、事業運営の改善・合理化を進める。

### 3 区長会事務局

#### (1) 設置の趣旨

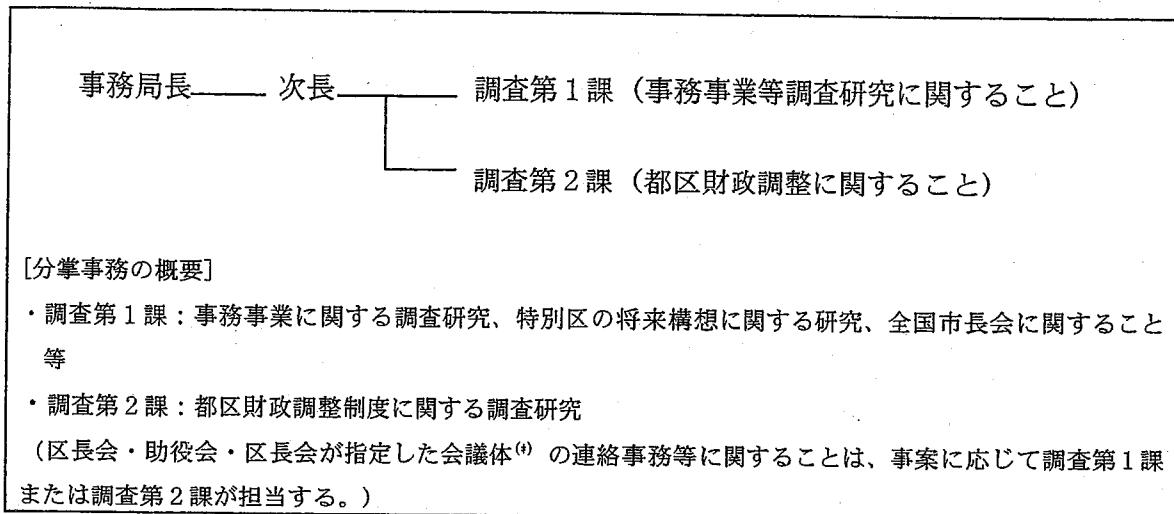
各区の意思を調整・集約するための新たなしくみを、各区の主体性を確保する形で構築する必要がある。その中心的な機能を果たすための区長会事務局は、財団法人特別区協議会から切り離し、別組織として機能的に明確に区分されたものとすべきである。

ただし、これに伴い、総体としての組織及び財政が肥大化することのないよう十分に配慮する。

#### (2) 組織機能

- ① 区長会事務局は、任意団体とする。
- ② 区長会事務局の機能は次のとおりとする。
  - ・調査機能
  - ・調整機能
  - ・研究機能
  - ・会議体運営機能
- ③ 区長会事務局の組織及び人事
  - ・組織の概要は図のとおりとする。
  - ・区長会事務局に事務局長及び事務局職員を置く。
  - ・事務局長及び事務局職員は、区長会長の命を受けて事務を処理する。
  - ・事務局長以外の職員は、特別区及び特別区人事・厚生事務組合の職員をもって充てる。
  - ・人事、経理その他の庶務的な事務は、組織の簡素化を図るため、引き続き財団法人特別区協議会において処理する。

## 図　区長会事務局組織



### (3)運営管理

区長会規約においては、区長会事務局の設置とあわせて、区長会を頂点にして各層の会議体の関係を明確にし、各区の意思をブロックごとに集約するしくみを定める。各会議体の関係及び役割分担の要点は、概ね次のとおりとする。

- ・区長会付議案件は、①政策・政治判断を要する重要案件、②重要な報告・上申案件、③その他会長が重要と認めた案件とし、③を除き助役会において検討選択する。
- ・助役会付議案件は、①区長会付議案件、②23区間で協議調整を必要とする案件、③その他会長が認めた案件とする。
- ・区長会の検討下命は、原則として、助役会に対して行う。その具体的な扱いについては、助役会が区長会事務局と調整の上で決定する。
- ・区長会は、下命事項を実務的に検討するため、必要な会議体を指定する。区長会事務局は、区長会が指定した会議体が下命事項を検討する場合に限り、その事務局を務めるものとする。
- ・各区の意見を集約する場合は、各ブロックにおいて十分な検討を行い、調整を図った上で、ブロック代表がその結果を持ち寄って協議し、23区としての意思形成に努める。
- ・区長会事務局とは独立して、現在は70に及ぶ会議体があるが、区長会が指定した会議体以外の会議体は、機能分野別に整理・統合を図るなど簡素化・効率化を進め、主体的な運営を行うものとする。

(\*) 財政調整、労使交渉などの区長会下命事項を担当する企画・財政担当部長会、総務部長会、財政課長会、人事・研修担当課長会などの部長会や課長会をいう。

## 4 財団法人特別区協議会

### (1) 目的、組織及び機能の概要

特別区相互間の連絡調整を図り、相提携して円滑な自治の運営とその発展を期することを目的として、民法第34条に基づいて設立された公益法人である。

特別区長及び特別区議會議長で構成する総会、特別区長8人と知識経験者で構成する理事会及び理事長、並びに監査機関として監事を置いている。

財団法人特別区協議会が現在果たしている機能は、概ね次のように整理することができる。このうち③は、寄附行為に明確に定められたものではなく、特別区長会規約に基づいて委嘱されている事務である。

- ① 財団法人本来の公益事業の実施
- ② 公益法人の性格を活用した共同事業の実施
- ③ 区長会や議長会等の会議体の事務局

特別区協議会は、自治の拡充のための調査研究をその事業の中心として位置づけつつも、設置の経緯に由来する実態として、これまでには、23区共同で都や国と折衝するような場合に、23区が共同歩調をとるための調整の場として機能してきた。とりわけ、区長会事務局として特命を受け、特別区総体としての意思形成を行う上で大きな役割を果してきたことも事実である。

なお、協議会固有職員の勤務条件等は、基本的に特別区人事・厚生事務組合職員のそれに準拠している。これは、協議会職員のほとんどが人事・厚生事務組合との兼務であること、二団体の組織が総務部門を共有していること、などの理由による。

### (2) 今後のあり方

こうしたことから、特別区協議会の見直しにおいては、個々の事務事業の見直しは当然として、現在区長会から委嘱されている事務と財団法人固有の事務との関係の明確化が中心的な課題となる。この課題に対しては、区長会に帰属すべき事務機能を、財団法人特別区協議会から、区長会事務局機能としてはっきりと分離する必要がある。

また、協議会から区長会事務局機能を明確に分離した場合、財団法人本来の存立の意義を改めて問い合わせされることになる。平成9年に公益法人の設立許可及び指導監督基準が、従来の基準を整理・強化する形で定められた。改めて、特別区にとっての財団法人の意味を問い合わせし、寄附行為を含めた基本的な見直しを行う必要がある。

なお、議長は、財団法人特別区協議会の評議員、特別区競馬組合の議員、東京二十三区清掃一部事務組合議会の議員として、それぞれの団体意思の決定に関与している。議長会の事務局については、議長会における検討に委ねることとする。

### (3) 事務事業の見直し

#### ア 連絡調整及び調査研究

- ① 23区の連携及び調整に関し、区長会のイニシアチブ及び事務局に対するコントロールを確保する必要がある。そのために、協議会が区長会から事務局を委嘱されていることとの関連で実施してきた連絡調整に関する事務は、それと密接な

関係にある調査研究とともに、区長会事務局に移すべきである。

- ② 財団法人特別区協議会に残される調査研究機能は、広い意味での自治の拡充という公益目的にふさわしいものだけに純化する。

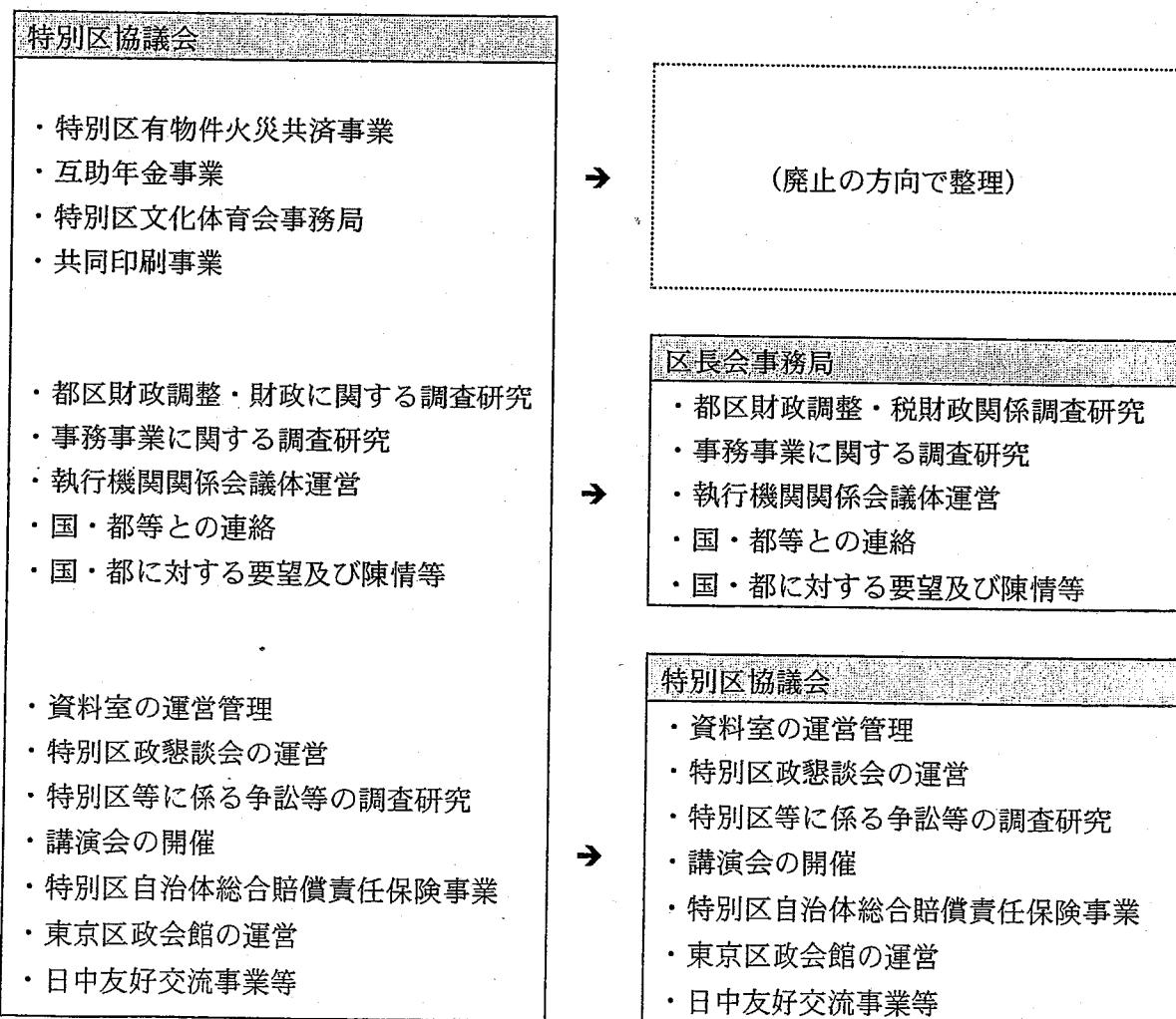
#### イ 共同事業その他

- ① 協議会の寄附行為に明確に定める事務事業は、当面、精査した上で継続するが、財団法人の中長期的なあり方とあわせて検討する。
- ② 寄附行為に明確に定めていないその他の事務事業は、財団法人がなすべき事業に限定する。民間機関などと競合する事務事業ないし他団体でも実施可能な事務事業は、原則として廃止する方向で整理する。

#### 《参考》特別区協議会見直しのイメージ

##### 現 状

##### 見直し案



## 5 特別区人事・厚生事務組合

### (1)目的、組織及び機能の概要

特別区人事・厚生事務組合は、特別区の事務の一部を共同処理するため、昭和26年に地方自治法第284条第1項の規定に基づいて東京都知事の許可を得て設立された。特別地方公共団体として法人格を有する。

議決機関として各特別区長を議員とする議会、執行機関として、管理者、監査委員、特別区人事委員会及び特別区一部事務組合公平委員会が置かれている。

特別区人事・厚生事務組合は、特別区の人事及び福利厚生に関する事務の一部を共同で処理することにより、特別区の機能を補完するものである。その目的は、①人事事務に関する特別区共通基準などにみられる統一性の維持、②厚生施設の運営にみられるような広域的な対応、③共同処理による規模の経済を活かした効率性の実現、④その他、専門性・公平性・客観性の確保などである。

### (2)見直しの考え方

特別区人事・厚生事務組合のあり方は、専ら、共同処理を行う事務事業の内容に応じて定まるのであるから、個々の事務事業の再検討をとおして明らかになる。共同処理する事務は、各区が個別に実施する場合に比較したとき、所要人員、施設設備及び経費などの点で、明らかに効果があるものに限定していくべきである。

しかし一方でこの方式は、当然に23区共通という画一性を意味し、各区の自主性に対する拘束として機能することも事実である。各区が自ら事業を実施する場合の主体性とそれを共同処理することによるメリットとは、いわばトレードオフの関係にある。特別区がこのたびの都区制度改革によって基礎的な地方公共団体となったことに伴い、これまで共同処理されてきた事務事業についても、各区の主体性の確保を共同処理のメリットに優先させるという判断の変更がありうる。したがって、個々の事務事業について、改めて区の自主性の確保と共同処理の必要性を比較考量する必要がある。

### (3)組織人員の見直し

特別区人事・厚生事務組合の組織機構については、個別事務事業の見直しに伴って、必要な簡素化・合理化を行う。そのうち、厚生事務に係る組織機構については、社会福祉事業団との関係をさらに明確に整理する必要がある。

特別区人事・厚生事務組合の職員構成は、区からの派遣職員、都からの派遣職員及び固有職員がそれぞれ混在している。都区制度改革によって二団体の性格を見直すことに伴い、都からの派遣職員については、今後、限定的・例外的に扱う。

特別区人事・厚生事務組合の固有職員は、共同処理事務の継続性を確保する役割を果たしているが、今後は区への派遣交流を一層積極的に行う必要がある。

### (4)事務事業の見直し

#### ア 人事事務

特別区の人事制度については、能力主義を推進し、人材を活用するため、制度全般にわたって特別区独自の立場で抜本的な検討を行う必要がある。

① 共通基準の内容の見直し

現行の共通基準については、人事の弾力化や人材の有効活用を図るため、区の実態に適合するよう再検討を行うべきである。

② 共通基準の弾力的運用

共通基準は、客観的かつ公正な人事行政を行うために、今後とも重要な役割を果たすものである。しかし、組織の活性化を図るためにには、能力の実証と業績に基づいて客観性と公正性を確保するという大前提を踏まえた上で、任命権者の裁量範囲を拡大するなど、各区が弾力的に運用できるような方策を検討する。

イ 厚生事務

厚生事務は現在、路上生活者の自立支援や緊急一時保護など、大都市問題としての新たな需要の出現によって、流動的な状況にある。そうした需要の変化に適合するため、今後、施設機能の転換や新規設置など、共同処理のあり方を検討する必要がある。

厚生事務の執行体制については、社会福祉事業団との関係を整理し、それを踏まえた組織の見直しを行う。

ウ その他の見直し基準

① 専ら規模の経済の観点から共同処理してきた事務については、その財政面での効果と各区の自主性発揮との比較考量により、各区施策との調整を行う。なお、共同処理を継続すべきものについても、民間の能力の活用など一層の効率化を図る。

② 特殊専門性や人材の希少性の観点から共同処理してきた事務については、基本的には継続して共同処理するが、新たな状況への適切な対応という観点から必要な見直しを行う。

③ 事務事業開始以後の状況の変化や近年の事務処理の実態からみて、当初の役割を終えたと判断されるものについては、廃止の方向で検討する。

## 6 社会福祉法人特別区人事・厚生事務組合社会福祉事業団

### (1)目的、組織及び機能の概要

特別区人事・厚生事務組合が共同処理してきた直営の更生施設、宿所提供的施設、宿泊所及び特別区人事・厚生事務組合が民間の社会福祉法人に委託していた厚生施設を一元化し、受託経営する目的で、平成2年に設立された社会福祉法人（以下「事業団」という）である。〈根拠〉①社会福祉法第22条、②社会福祉事業団の設立及び運営の基準について（昭和46年厚生省通知）

事業団には、理事長及び理事が置かれて理事会を構成している。また、業務執行及び財産状況を監査するために監事が置かれている。理事会の下に事務局がおかれ、更生施設を中心とした3種類23施設が、23区を4つのブロックに分けて組織編成されている。

その主な事業は、特別区人事・厚生事務組合が設置している厚生施設のうち、更生施設6、宿所提供的施設4、宿泊所13の計23施設の受託経営であるが、法令に基づく施設運営のほか、各施設の機能を有効活用するため、独自事業として、①更生施設利用者が社会復帰する事前ステップとして、自立した日常生活を模擬体験させる社会復帰促進事業、②様々な理由で、切迫した困窮状態にある人々を、生活保護適用の如何を問わず受け入れる緊急一時保護、③地元の社会福祉協議会等と連携して行う地域への食事サービス等を行っている。

### (2)事業団の課題

- ① 事業団は、特別区人事・厚生事務組合という共同処理機関が、さらに別団体として設置した法人であり、特別区が直接設置した団体ではない。そのため、各特別区が直接関与しづらいという基本的な問題点がある。こうしたデメリットを補うために、特別区に対する情報提供をさらに充実するとともに、民間経営の利点を活用して、さらに効率的な経営を実現する必要がある。
- ② 設立から今日までの経緯をみると、委託元である特別区人事・厚生事務組合との関係で、事業運営上の役割分担等が十分に整理しきれていない。

### (3)見直しの考え方

- ① 現在、特別区人事・厚生事務組合厚生部は、入所判定機能をもつ直営の更生施設1か所をもつが、他の23施設はすべて事業団に委託している。事業団へは組合職員が派遣されており、事業団が独自に採用している固有職員と混在している。経営管理の改善をさらに進めるには、今後の厚生福祉事業のあり方、施設の運営方法を全体的に見直し、特別区人事・厚生事務組合と事業団との関係、役割分担をより明確化し、双方の組織、人員配置等についても見直しを図る必要がある。
- ② 要保護対象者の高齢化、路上生活者の急増などに伴う更生施設の不足、緊急一時保護や社会復帰促進の必要性の増大など、厚生施設に対する需要の変化に適切に対応するため、利用者サービスの向上と経営の改善に対して、積極的かつ柔軟に取り組むべきである。

## 第2部 事務事業見直しの個別指針

以下は、第1部に示した基本的な考え方を個別事務事業に適用したガイドラインであり、見直しを具体化するための方向を示したものである。

今後、この指針に基づき、関係者との調整など必要な手順を踏んで、実現に向けて具体化を図る必要がある。そのうち、可能なものについては、平成13年度から実施に移すものとする。

## 財団法人特別区協議会

### 1 事務事業の廃止

No.	事業名	備考
1	特別区有物件火災共済及び特別区有自動車損害共済事業（寄附行為第4条第4号）	民間保険に移行する。
2	互助年金事業（寄附行為第4条第4号）	代替的対応方法の調査研究を踏まえ、財団法人としての事業を廃止する。
3	特別区職員文化体育会事務局（寄附行為第4条第6号）	財団法人が事務局を受託しているが、今後はこの関係を解消する。
4	共同印刷等事業（寄附行為第4条第6号）	

### 2 特別区長会事務局に移すべきもの

No.	事業名	備考
5	① 税財政に関する調査研究 ② 事務事業に関する調査研究 (寄附行為第4条第1号)	
6	執行機関関係会議体運営事務（寄附行為第4条第2号）	
7	① 特別区の自治権拡充に関する国・都等との連絡 ② 国・都に対する要望及び陳情に関する事務 (寄附行為第4条第3号)	
8	区長会賛助等関係事務（寄附行為第4条第6号）	縮小の方向で内容を精査する。
9	区長会長等秘書的事務（寄附行為第4条第6号）	

### 3 内容を見直すもの

No.	事業名	備考
10	資料室の運営管理（寄附行為第4条第1号）	現行の事業内容を精査して、徹底的な合理化を進める。

4 事務事業として存続させるもの

No.	事業名	備考
11	特別区政懇談会の運営（寄附行為第4条第1号）	特別区政懇談会の運営については、必要に応じて見直す。
12	特別区及びその長等に係る争訟等の調査研究（寄附行為第4条第1号）	
13	講演会の開催（寄附行為第4条第2号）	
14	特別区自治体総合賠償責任保険事業（寄附行為第4条第4号）	
15	東京区政会館の経営（寄附行為第4条第5号）	
16	日中友好交流事業（寄附行為第4条第6号）	
17	軽自動車税申告受付に係る事務経費の一部負担（寄附行為第4条第6号）	

5 議長会の検討に委ねるべきもの

18	事務局のあり方について
----	-------------

## 特別区人事・厚生事務組合

### 1 共同処理の廃止

No.	事業名	備考
1	特別区相互間及び特別区と東京都との間の職員の人事交流に係る連絡調整に関する事務（第3条第3号イ）	各区の需給関係情報の提供にとどめ、調整については各区事項とする。ただし、管理職への昇任を伴う者の交流は除く。
2	職員の結核休養診査に関する事務（第3条第3号ニ）	共同処理を廃止して各区に移管する。
3	特別区の住民の交通事故による災害共済に関する事務（第3条第9号）	代替的対応手段の検討を踏まえ、早期に廃止する。

### 2 共同処理を継続するがその内容を見直すもの

No.	事業名	備考
4	人事委員会に関するもののうち、 ① 競争試験・選考 ② 管理職選考 (第3条第1号イ)	管理職選考については、試験実施についての公平性・客観性を確保しつつ、任命権者の判断が任用決定により反映されるような方策を検討する。
5	職員の互助制度の助成に関する事務（第3条第2号）	事業の見直しと組合費に対する雇用者負担割合の適正化について検討する。
6	職員の任用及び給与その他の勤務条件の基準に関する事務（第3条第3号ロ）	現行の共通基準を一部整理する。共通基準として維持するものについても、一定の項目については、各区が独自性・主体性を発揮できる裁量範囲を確保できるよう検討する。
7	職員定数算定基準に関する事務（第3条第3号ハ）	都区財政調整制度の動向を踏まえつつ、今後のあり方も含め見直す。
8	教育公務員特例法に定める特別区立幼稚園の園長及び教員の人事に関する事務のうち、 イ 採用に係る選考に関する事務 ロ 昇任に係る選考に関する事務 (第3条第4号)	6の整理に合わせて対応する。
9	特別区職員の公務災害等に伴う見舞金の支給に関する事務（第3条第7号）	制度としては維持するが、保険方式の可能性に関する調査研究を踏まえ、共同処理継続の是非を含めて検討する。

3 現行の共同処理方式を継続するもの

No.	事業名	備考
10	人事委員会に関することのうち、 ③ 労働基準監督機関の職権行使 ④ 管理職員等の範囲を定める規則の制定 ⑤ 職員団体の登録 ⑥ 勤務条件に関する措置要求の審査等 ⑦ 不利益処分に関する不服申立ての審査 ⑧ 給与の報告及び勧告 ⑨ 職員に関する条例の制定・改廃に伴う意見の申出等 (第3条第1号イ)	
11	共同研修に関すること (第3条第1号ロ)	
12	教育公務員特例法に定める特別区立幼稚園の園長及び教員の人事に関する事務のうち、 ハ 共同で実施する研修に関する事務 (第3条第4号)	
13	地方公務員等共済組合法施行前に受給権が発生した職員の恩給の給付に関する事務 (第3条第5号)	
14	地方公務員災害補償法に定める議会の議員その他非常勤職員の公務災害補償に関する事務 (第3条第6号イ)	
15	公立学校の学校医、学校歯科医及び学校薬剤師の公務災害補償に関する法律に定める特別区立幼稚園の幼稚園医、幼稚園歯科医及び幼稚園薬剤師の公務災害補償に関する事務 (第3条第6号ロ)	

16	更生施設、宿所提供的施設及び宿泊所の設置及び管理に関する事務（第3条第8号）	
----	--	--

4 今後充実して継続するもの

No.	事業名	備考
17	行政事件訴訟及び民事事件訴訟並びに調停・起訴前の和解に関する事務（第3条第10号）	
18	係争事件及び係争の恐れのある事件についての法律的意見に関する事務（第3条第11号）	

別添 1

平成 11 年 12 月 16 日

区長会総会資料

## 2 団体の事務事業の見直しについて (特別区人事・厚生事務組合、特別区協議会)

都区制度改革の実現により、平成 12 年 4 月から各特別区は基礎的な地方公共団体に明確に位置づけられる。また、機関委任事務制度の廃止など地方制度の改革や介護保険制度の実施などにより、住民に最も身近な基礎的自治体の役割はますます重要なものとなってきた。

このような状況を踏まえ、特別区の事務を共同処理するため地方自治法に基づき設立された一部事務組合である特別区人事・厚生事務組合と、特別区の連絡調整と円滑なる自治の運営と発展を目的として、民法に基づき設立された財団法人特別区協議会の今後の事務事業のあり方を早急に検討する必要がある。

検討にあたっては、下記に定める「基本的な考え方」に基づき、従来の観念にとらわれることなく、特別区及び両団体の将来を見据え、幅広い観点から見直しを行うこととする。

### 記

#### 1 基本的な考え方

- ① 特別区が基礎的な地方公共団体と位置づけられたことを十分に踏まえること。
- ② 特別区人事・厚生事務組合と特別区協議会の性格の相違を勘案すること。
- ③ 両団体に係る情報提供の一層の充実等に関する方策を講じること。
- ④ 両団体のそれぞれの事務事業の問題点や課題の解決に十分に配慮すること。
- ⑤ 共同処理事務事業に従事する職員に係る人事体制を整備すること。

#### 2 検討日程

13 年度予算に反映出来るよう、平成 12 年 6 月を目途に最終案を策定するものとする。

#### 3 検討方法

検討は、助役会に下命する。

#### 4 組織の改正

事務事業の見直しの実施にあわせ、2 団体の組織の見直しを行うものとする。

二団体の事務事業見直し検討会名簿

座長 池田 學 (中野区助役)  
副座長 高橋 和雄 (新宿区助役)  
茂木 三千彦 (中央区助役)  
荒井 靖夫 (荒川区助役)  
桑原 敏武 (渋谷区助役)  
小林 義明 (杉並区助役)  
八木原 利勝 (葛飾区助役)

## 検討経緯

日程	会議等	検討事項
12月16日	区長会総会	二団体の事務事業見直し検討を助役会に下命
12月20日	議長会総会	下命内容について報告
1月6日	助役会総会	検討会の構成を決定
1月19日	第1回検討会	検討会の進め方について
2月2日	第2回検討会	二団体ライン部長との意見交換
4月6日	第3回検討会	個別事務事業の整理（1）人事・厚生関係
4月20日	第4回検討会	個別事務事業の整理（2）人事・厚生関係
5月2日	第5回検討会	個別事務事業の整理（3）人事・厚生、協議会関係
5月8日	第6回検討会	個別事務事業の整理（4）協議会関係
5月16日	第7回検討会	区長会事務局のあり方について 区長会正副会長との意見交換
5月17日	第8回検討会	区長会事務局のあり方について
5月19日	第9回検討会	人事・厚生関係事務のあり方について
5月24日	第10回検討会	議論のとりまとめ、人員体制・情報公開について
5月30日	第11回検討会	報告内容について（1）
6月2日	第12回検討会	報告内容について（2）
6月6日	第13回検討会	報告内容について（3）区長会規約について
6月12日～ 6月20日	ブロック検討	各ブロックごとの意見のとりまとめ
6月20日	第14回検討会	報告内容のとりまとめ
6月21日	第15回検討会	報告内容のとりまとめ

## 財団法人特別区協議会寄附行為

昭和26年3月29日東京都知事許可  
一部変更 昭和26年10月25日東京都知事認可  
一部変更 昭和40年4月17日東京都知事認可  
一部変更 昭和42年3月15日東京都知事認可  
一部変更 昭和53年2月7日東京都知事認可

### 第1章 総則

第1条 本会は財団法人特別区協議会と称する。

第2条 本会は事務所を東京都千代田区九段北一丁目1番4号に置く。

第3条 本会は特別区の連絡調整をはかり、相提携して円滑なる自治の運営とその発展とを期するを以て目的とする。

第4条 前条の目的を達成するため左の事業を行う。

- (1) 特別区の自治に関する調査、研究並びに資料の蒐集、編纂及び刊行物の発行
- (2) 講演会、講習会、研究会等の開催
- (3) 政府並びに他の地方公共団体との連絡
- (4) 特別区有物件火災共済及び特別区有自動車の損害共済等の事業
- (5) 東京区政会館の経営
- (6) その他目的達成に必要な事業

### 第2章 役員及び職員

第5条 本会に左の役員を置く。

理事 9人

監事 3人

評議員 36人

第6条 理事は理事会において特別区長のうちから8人を選任し、1人は特別区政について知識経験を有する者のうちから、総会において選任する。

第7条 理事中に理事長1人及び常務理事1人を置き、理事の互選によりこれを定める。

第8条 監事は特別区議会議長のうちから2人を互選によりこれを定め、1人は知識経験を有する者のうちから理事長が総会の同意を得て選任する。

第9条 評議員は理事、監事とならない特別区長及び特別区議会議長をもってこれに充てる。

第10条 理事長は、本会を代表し、会務を総理する。

2 理事長に事故があるとき、又は理事長が欠けたときは常務理事がその職務を代理する。

3 理事長及び常務理事双方共事故あるときは理事会の指定する理事がその職務を代理する。

第11条 理事は理事会を組織し、理事会の定むるところにより会務を処理する。

第12条 監事は本会の会計及び事務を監査し、総会においてその結果を報告する。

第13条 理事及び監事の任期は2年とする。ただし再任を妨げない。

2 補欠により選任された役員の任期は前任者の残任期間とする。

3 役員は、その任期が満了した場合においても後任者の就任するまでの間引き続きその職務を行ふ。

第14条 理事長が特に必要と認めるときは理事会の議決を経て、学識経験ある者の中から顧問又は相談役を委嘱することができる。

第15条 本会に必要な職員若干人を置き理事長がこれを任免する。

2 理事長が必要ありと認めるときは、特別区の一部事務組合の職員に事務を委嘱することができる。

### 第3章 会議

第16条 本会は特別区長及び特別区議会議長をもって構成する総会を毎年2回開く。ただし、理事会において必要ありと認めるときは、臨時総会を開くことが出来る。

総会は理事長がこれを召集し、総会の議長は理事長又は理事長の指名した理事がこれにあたる。

第17条 総会は、半数以上の者が出席しなければ会議を開くことが出来ない。

第18条 総会の議決は、出席者の過半数をもってこれを決し、可否同数のときは議長の決するところによる。

2 前項の場合においては議長はその議決に加わる権利を有しない。

第19条 総会の議決すべき事項は左の通りとする。

(1) 歳入歳出予算を定めること。

(2) 決算報告を承認すること。

- (3) 資産の管理、運用及び取得に関すること。
- (4) 毎年度事業計画に関すること。
- (5) 前各号の外理事長が必要と認めたこと。

第20条 理事会は、理事長がこれを召集する。

第21条 理事会の議決すべき事項は概ね左の通りとする。

- (1) 総会に附議すべき議案に関すること。
- (2) 資産の管理運用に関すること。
- (3) 業務規定その他会務施行に関し必要な事項を定めること。
- (4) その他理事長において必要があると認めたこと。

第22条 総会で議決すべき事項であつて、臨時急施を要すると認める事件は、理事会において議決することが出来る。

2 前項の場合は次の総会に、これを報告することを要する。

第23条 理事会は、理事の半数以上の者が出席しなければ会議を開くことはできない。

第24条 理事会の議決は出席理事の過半数をもってこれを決し可否同数のときは理事長の決するところによる。

2 前項の場合においては理事長は理事として議決に加わる権利を有しない。

第24条の2 やむを得ない理由のため、会議に出席できない者は、あらかじめ通知された事項について、書面をもって表決し、又は代理人をして表決を委任することができる。この場合において第17条、第18条第1項、第23条及び第24条第1項の規定の適用に関しては、出席したものとみなす。

#### 第4章 資産及び会計

第25条 本会の資産は左の通りとする。

- (1) 基本財産
- (2) 本会の事業に伴う収入
- (3) 寄附金
- (4) 分担金
- (5) その他の収入

第26条 本会の基本財産及び基本財産として指定寄附されたもの及び総会の議決により基本財産として指定されたものは、これを費消することを得ない。

但し、3分の2以上の出席した総会で、その3分の2以上の同意を得、主務官庁の認可を

受けたときは、この限りでない。

第27条 本会の経費は左の収入をもってこれに充てる。

- (1) 基本財産より生ずる収入
- (2) 基本財産以外の資産

第28条 本会の会計年度は毎年4月1日に始まり、翌年3月31日に終る。

第29条 目的を指定しない寄附金及び毎年度の終において、剩余金があるときは、総会の議決を経てその処分方法を定める。

## 第5章 補　　則

第30条 この寄附行為施行に関し必要な細則は、理事会の議決を経て理事長がこれを定める。

第31条 本会は4分の3以上出席した総会で、その3分の2以上の同意を得て、主務官庁の許可を受けなれば解散することができない。

第32条 本会を解散したときは、本会の資産その他財産は主務官庁の許可を受け、類似の目的の為にこれを処分する。

第33条 本寄附行為は3分の2以上出席した総会でその3分の2以上の同意を得て、主務官庁の許可を受けなければ、これを変更することができない。

第34条 設立当初における役員の氏名、住所は左の通りとし、本会設立後、第1回の総会において、役員の選挙せられるまでの間は、第7条乃至第9条の規定にかかわらず、役員の職務を行う。

理 事 長 (省略)

常務理事 ( 同 )

理 事 ( 同 )

理 事 ( 同 )

理 事 ( 同 )

監 事 ( 同 )

監 事 ( 同 )

## 附 則

- 1 この寄附行為の一部変更（昭和42年3月15日東京都知事認可）の際、現に在任する理事及び監事については、第6条及び第8条の規定により選任されたものとみなし、その任期については第13条の定にかかわらず従前の例による。
- 2 寄附行為第5条の変更（昭和53年2月7日東京都知事認可）に伴って選任される理事の任期は、昭和54年5月15日までとする。